

1)平成 30 年度 教育学部 FD 委員会 開催報告

回数	日程(曜日)	参加者数	議 題
第 1 回	平成 30 年 4 月 19 日(木) 15:00 ~15:30	福田、菅、 相戸、 渡邊、 山下、 釋迦堂、坂 倉 (7 人)	平成 30 年度教育学部 FD 活動方針・計画について <ul style="list-style-type: none"> ・FD 委員会、FD 研修会(教授会開催日合計 6 回以上実施予定) ・新任教員研修について(4/19 実施済み) ・学生による授業評価・教員による授業点検シート(前期・後期) ・教員相互の授業参観(前期:新任教員、後期:全員) ・教育学部ベストティーチャ賞の推薦 ・学生への FD 活動のフィードバック ・履修カルテを用いた学生の指導/助言の強化(前期/後期) ・学生の成績優秀者表彰(学長賞) ・3 つのポリシーの実質化に向けた取り組みと検証 ・学部共通科目(忍ヶ丘教養科目)の授業評価による授業点検シートの作成・改善 ・教科・教職自主ゼミ(補習を含む)の実施と教育成果の検証(英語補習、基礎学力アップ補習) ・アクティブラーニングの実態調査アンケート(案)について ・自己点検シートの見直し(案)について ・(4)その他
第 2 回	平成 30 年 5 月 23 日(水) 17:00 ~	福田、菅、 相戸、 渡邊、 山下、	(1)教育学部ベストティーチャ賞の推薦

		釋迦堂、坂倉 (7人)	
第3回	H31年3月29日 (木)	福田、菅、相戸、渡邊、山下、釋迦堂、坂倉 (7人)	<p>(1) 平成29年度教育学部FD活動について</p> <p>① FD委員会・FD研修会</p> <p>② 新任教員研修</p> <p>③ 学生による授業評価・教員による授業点検シート(前期・後期)</p> <p>④ 教員相互の授業参観(前期・後期)</p> <p>⑤ 教育学部ベストティーチャー賞の推薦について</p> <p>⑥ 学生への本学部FD活動のフィードバック</p> <p>⑦ 学部FD活動のフィードバックと大学・学部に対する要望をくみ上げ</p> <p>1) 教育学部のFD活動(学生による授業評価と評価結果を受けて教員が授業改善を行う授業点検シート</p> <p>2) 教員相互の授業参観</p> <p>3) 教育改善を目指したFD研修会の内容、学内の選考規定に基づき選出されたベストティーチャー賞・優秀学生(GPA3.8以上)の学長賞への推薦</p> <p>4) 学生の履修指導について(履修カルテと自己点検シートによる履修指導等</p> <p>5) 学生の成績優秀者表彰</p> <p>6) その他</p> <p>⑧ 学部共通科目・初年次教育として、忍ヶ丘教養I~IVの見直し</p> <p>(3) その他</p>

宮崎国際大学教育学部 FD 委員会規程

(趣旨)

第1条 教育学部のファカルティ・デベロップメント（以下「FD」という。）並びにカリキュラムについて審議するため、FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) FD関連の活動の企画、支援、推進に関すること
- (2) 授業評価・授業点検シートに関すること
- (3) 卒業生及び就職先による教育評価に基づく改善に関すること
- (4) カリキュラムの企画・運営・評価に関すること
- (5) 各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関すること
- (6) 各授業科目間の調整に関すること
- (7) その他教員としての資質能力の育成に必要な教育に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（教育学部教員7名）をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、教育学部教授会において教授の中から選出する。
- 3 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の答申に基づき教育学部教授会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育学部教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。